

令和5年度沖縄県子どもの居場所応援金事業募集要項

1 目的

この事業は物価高騰が長期化する中で、食材費等の物価高騰に直面する子どもの居場所に対して応援金を給付することにより、子どもが安心して過ごすことができる居場所の維持を図ることを目的として行うものです。

2 手続きの流れについて

手続きの流れについては、下図のとおりとなっております。



- ① 申請期間内に申請に必要な書類（後述5）を揃えて沖縄県子ども未来政策課へ出をお願い致します。
- ② 申請書類の内容を審査の上、書類に不備があった場合※は期間を定めて、（令和6年2月29日又は再提出を求めた日の翌日から起算して5日後（土日祝日を除く）いずれか遅い方）再度提出をしてもらいます。
※ 期間内に再提出されない場合、申請を取り下げたものとみなします。
- ③ 審査が完了しましたら、給付又は不給付の決定通知を送付し、給付を決定した事業者に対して、応援金を支給します。

3 応援金給付額

応援金の額については下記のとおりです。

令和5年4月～7月の月平均開所日数に応じて給付

開所日数（月の平均）	1日以上10日未満	11日以上
応援金額（円）	一律60,000円	11日以上開所する場合、 1日ごとに6,000円加算

4 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす子どもの居場所運営者が対象となります。

- (1) 令和5年4月1日以降、沖縄県内で開所しており、自主財源により運営している子どもの居場所（市町村直営や委託、国、県、市町村から子どもの居場所運営に要する費用の補助を受けている場合は対象外となります）
- (2) 申請書類の提出時点で沖縄県子どもの居場所ネットワークに加入していること。ただし、提出日において、休止又は廃止している子どもの居場所は対象外
- (3) 原則1ヶ月に1日以上開所していること。
- (4) 令和5年度中に継続して事業を実施していること。
- (5) 食事の提供に当たって、厚生労働省が発信している「子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意するとともに、子どもの食物アレルギーの有無等についても必要な配慮を行っていること。
- (6) 営利を目的とした事業ではないこと
- (7) 宗教又は政治活動を目的としていないこと
- (8) 活動内容が公序良俗に反しないこと

5 申請書類

次に掲げる書類を揃えて沖縄県子ども未来政策課まで提出してください。

- (1) 沖縄県子どもの居場所応援金事業
給付申請書兼口座振替申出書（様式第1号）
- (2) 活動内容がわかる書類
（周知チラシ、活動記録簿等）
- (3) 通帳の写し
（表紙及び表紙を開いた口座番号等の記載があるページ）

6 書類の提出方法

- (1) 郵送

(2) 直接持参

書類の提出先については後述 10 を参照。

7 申請書の提出期限

令和6年2月29日(木) **※当日17時必着**

8 給付予定者数

予算の範囲内で給付者を決定します。

9 注意事項

(1) 申請の取り下げについて

応援金給付決定通知を受けた後に、何らかの事情で応援金の申請を取り下げる場合は、14日以内にその旨を記載した取下書(様式第2号)を沖縄県子ども未来政策課まで提出して下さい。また、次に掲げる事項に該当する場合、申請を取り下げたものとみなします。

ア 沖縄県が申請を受付した後、申請書等の不備があり、申請した子どもの居場所に対して補正を求めたが、補正が行われず、事業者の責に帰すべき事由により給付できなかったとき。

イ 沖縄県が申請を受付した後、申請書等の不備によって応援金の振込不能等があり、申請した子どもの居場所に対して補正を求めたが、補正が行われず、事業者の責に帰すべき事由により給付できなかったとき。

(2) 申請の取り消しについて

次に掲げる事項に該当する場合は、給付決定を取り消し、応援金の全額又は一部の返還を求める場合があります。

ア 虚偽の申請その他不正の行為があったとき

イ 応援金を給付の目的以外に使用したとき

ウ 「4 対象者」に掲げる要件を満たさなくなったとき

エ その他給付を行うことを不相当と認めたとき

10 書類の提出先及びお問い合わせ

次の宛先までにご提出下さい。

また、ご不明な点がある場合についても、次の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁3階)

沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課(子どもの居場所応援金事業担当あて)

TEL: 098-866-2100

e-mail: aa031607@pref.okinawa.lg.jp

別表【状況別必要な提出書類】

	申請時	取り下げ時	取り消し時
提出書類 (事業者)	(1) 沖縄県子どもの居場所応援 金事業給付申請書兼口座振替 申出書(様式第1号) (2) 活動内容がわかる書類 (周知チラシ、活動記録簿 等) (3) 通帳の写し (表紙及び表紙を開いた口座 番号等の記載があるページ)	沖縄県子どもの居場所 応援金事業応援金給付申請 取下書(様式第2号)	
通知等 (県)	給付/不給付 決定通知	・取下書提出時 →通知なし。県の受理日に 取り下げとなる。 ・申請書類に不備等があ り、定めた期限内に補正が 行われない場合 →取下通知書	取消通知